

一般社団法人 建設広報協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人建設広報協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、道路、治水、利水、住宅、都市施設等の国土建設事業に関する広報活動を推進し、これらの諸事業に対する国民の関心を高め、もって国土の保全と開発の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国土建設事業に関する広報宣伝
 - (2) 国土建設事業に関する広報宣伝活動の連絡
 - (3) 国土建設事業に関する資料の収集
 - (4) 第1号及び第2号の事業に関する刊行物の編集及び刊行
 - (5) 第1号の事業に関する展覧会等の行事の開催
 - (6) その他この法人の目的達成のため必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行う。

第3章 会 員

(種別)

第5条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 普通会員 この法人の目的に賛同する国土建設事業に関係のある団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体
 - (3) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者
- 2 前項の会員のうち普通会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 普通会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の決議に基づき、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は理事会においてその可否を決定し、会長が申込者に通知する。
- 3 普通会員、賛助会員にあっては、団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 4 指定代表者を変更した場合は、速やかに、理事会の決議を経て会長が別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため普通会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会の決議を経て会長が別に定める退会届を、会長に提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議をもって会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を2年以上滞納したとき。
- (2) 総普通会员が同意したとき。
- (3) 会員が死亡し又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。普通会员については、法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(種別)

第12条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、すべての普通会员をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権能)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が招集を必要と認めたとき。

- (2) すべての普通会員の議決権の5分の1以上を有する普通会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、総会の招集の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項の規定による招集があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び法令で定める事項を記載した書面をもって、総会の日の14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれにあたる。

(定足数)

第18条 総会は、普通会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、普通会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、すべての普通会員の議決権の過半数を有する普通会員が出席し、当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、すべての普通会員の半数以上であって、すべての普通会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 第46条に定める長期借入金
- (6) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第21条 総会に出席できない普通会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の出席する普通会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 この場合、書面で議決権を行使した普通会員又は議決権の行使を委任した普通会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議において選任された2名の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事は普通会员の指定代表者の中から選任する。ただし、理事のうち5名以内は、会員以外の者から選任することができる。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を統括する。
- 5 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の業務を処理する。
- 6 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすること。
- (3) 理事会に出席し必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、理事会を招集すること。
- (6) その他法令で定めるところにより、監事の権限を行使すること。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、前項に規定する報酬等のほかに、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 法人法第111条第1項の責任について、理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事及び監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法第113条第1項の規定により免除することが出来る額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第31条 この法人に、任意の機関として、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、会長から諮問された事項について意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

5 顧問に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 第24条第3項に定める理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第26条5号の規定により、監事から会長に対し、招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号の規定により

監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれにあたる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第40条 この法人の財産は、次に掲げるものとする。

- (1) 設立当初受けついだ財産目録記載の財産
- (2) 会費収入
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第41条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(費用の支弁)

第42条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会へ報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(長期借入金)

第46条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配、残余財産の帰属)

第49条 この法人は剰余金の分配を行うことができない

2 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第50条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

(設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
(備付け帳簿及び書類)

第53条 事務所には、次の各号に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。なお当該帳簿及び書類については、法令の定めに従い、保存しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿に関する書類
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (9) その他必要な帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによる。

第12章 補 則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は伴 襄とし、代表理事とする。
- 3 この法人は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の 開始日とする。